

広域避難先としての施設利用に関する細目協定

(趣旨)

第1条 本協定は、東京都と独立行政法人国立青少年教育振興機構とが締結した「広域避難先としての施設利用に関する包括協定」(令和3年9月3日締結。以下「包括協定」という。)第2条第2項に基づき、避難元自治体(以下「甲」という。)と独立行政法人国立青少年教育振興機構(以下「乙」という。)とが、水害時における、甲の区域を越える避難の受け入れ先(以下「広域避難先」という。)としての施設利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 避難元自治体 台東区、墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区及び江戸川区をいう。
- (2) 水害 洪水、雨水出水又は高潮により生じる災害をいう。

(協力の要請)

第3条 甲は、乙に対して第5条に規定する協力を要請する場合は、あらかじめ定める甲乙双方の担当者等を通じて行うものとする。

2 要請は、別記第1号様式により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で行い、事後速やかに当該様式を送付するものとする。

(協力)

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けた場合は、可能な限り協力するよう努めるものとする。ただし、やむを得ない事情により要請に応じられない場合はこの限りでない。

(協力の内容)

第5条 前条に規定する協力の内容は次のとおりとする。

- (1) 広域避難先としての施設の利用に関すること。
- (2) 水害時における前号の円滑な実施に必要な連絡及び調整等に関すること。
- (3) 第1号に規定する協力内容の円滑な遂行のために必要な防災訓練等の実施に関すること。
- (4) その他の広域避難に関すること。

2 甲は、前項第2号に規定する協力内容を実施するに当たっては、包括協定第2条第4項に基づき、東京都とも連携・協力して取り組むものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、本協定に定める事項の円滑な遂行のために、平素から情報交換を行うものとする。

2 乙は、広域避難先としての施設の提供が不可能となる事由が生じた場合、又は当該施設の現状に重要な変更を加えようとする場合には、その旨を遅滞なく甲に報告する。

(施設の確認)

第7条 乙は、第3条の要請に基づき施設の提供を行う場合は、事前に当該施設の安全性を確認する。

(施設の提供)

第8条 本協定に基づき利用対象とする施設については、国立オリンピック記念青

少年総合センターに限るものとし、その利用範囲は別表のとおりとする。

(施設利用期間)

- 第9条 広域避難先としての施設の利用期間は、当該施設の利用開始後3日程度を限度として、甲と乙が協議の上、定める。
- 2 水害の状況等により、前項で定める期間を延長する必要がある場合は、甲と乙が別途協議するものとする。
 - 3 甲は、乙の通常の事業活動が早期に再開できるよう配慮するとともに、広域避難先の早期閉鎖に努めるものとする。

(広域避難先の開設及び運営)

- 第10条 広域避難先の開設及び運営は、甲の責任において行うものとする。
- 2 甲は、広域避難先の開設及び運営に係る代表者を乙にあらかじめ提示するものとする。
 - 3 乙は、広域避難先の開設及び運営について、可能な範囲で甲に協力するものとする。
 - 4 甲は、広域避難先としての施設の利用を終了する場合、避難者が安全かつ円滑に帰宅できるように誘導するものとする。

(施設利用時の注意事項)

- 第11条 甲は、避難者に対して、別表に掲げる施設又はその一部以外に立ち入ることがないように注意喚起を図り、指導を行うものとする。

(目的外使用の禁止)

- 第12条 甲は、当該施設を第1条に定める目的以外には使用してはならない。

(施設の利用終了)

- 第13条 第9条の規定により定める施設利用期間にかかわらず、次の各号に該当する場合、甲は乙と協議の上、広域避難先としての施設の利用を終了し、その旨を別記第1号様式により乙に連絡するものとする。
- (1) 広域避難先の必要が無くなったと甲が判断した場合
 - (2) 広域避難先としての利用終了を乙が甲に要望した場合
 - (3) その他甲又は乙が広域避難先としての利用終了を必要と認めた場合

(原状回復義務)

- 第14条 甲は、前条の規定により、広域避難先としての施設の利用を終了したときは、甲の負担により、乙の指定する期日までに施設を原状に回復して返還しなければならない。
- 2 原状回復の範囲は、甲と乙の協議により決定するものとする。

(費用の負担)

- 第15条 広域避難先としての施設の利用に要した費用は、甲と乙が協議の上、乙の責に帰すべき費用を除き、甲が負担する。
- 2 前項の実施に当たっては、甲は別記第2号様式により、費用負担方法等を乙に対して提示するものとする。
 - 3 乙は、前項に基づいて、甲から提示のあった費用負担方法等に応じて、第1項の費用を甲に請求し、甲はその内容を確認の上、速やかに当該費用を支払うものとする。

(損害補償)

- 第16条 本協定に基づく乙の施設の利用に関し、その設備等に損害が生じた場合は、乙にその損害の発生原因について故意又は重過失がない限り、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則とし、その額及び負担方法については、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

(事故に係る責任)

第 17 条 本協定に基づく乙の施設の利用に関し、当該施設で発生した死傷等の事故については、乙の責任に帰すべき事由がある場合を除き、甲がその責任を負うものとする。

(情報の不開示)

第 18 条 甲は、本協定で知り得た施設の警備に関する情報を第三者に提供してはならない。

2 甲及び乙は、本協定で知り得た住民の個人情報を第三者に提供してはならない。

(確認事項)

第 19 条 甲及び乙は、本協定の締結が、乙が甲以外の地方公共団体等と締結する施設の利用に関する協定の効力を妨げるものではないことを確認する。

(有効期限)

第 20 条 本協定の有効期限は、令和 5 年 3 月 31 日とする。

2 前項の有効期限は、有効期限の 1 月前までの間に、甲又は乙が相手方に対して書面により延長をしない旨の通知をしない限り、自動的に 1 年延長されるものとし、以降も同様とする。

(疑義等の決定)

第 21 条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項について疑義が生じた場合には、甲及び乙は誠実に協議し、これを定め、又は処理するものとする。

本協定の成立を証するため、本協定書 10 通を作成し、甲乙記名押印の上、各々 1 通を保有する。

令和4年3月31日

甲 東京都台東区東上野四丁目5番6号
代表者 台東区長 服部 征夫

東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号
代表者 墨田区長 山本 亨

東京都江東区東陽四丁目11番28号
代表者 江東区長 山崎 孝明

東京都北区王子本町一丁目15番22号
代表者 北区長 花川 與惣太

東京都荒川区荒川二丁目2番3号
代表者 荒川区長 西川 太一郎

東京都板橋区板橋二丁目66番1号
代表者 板橋区長 坂本 健

東京都足立区中央本町一丁目17番1号
代表者 足立区長 近藤 弥生

東京都葛飾区立石五丁目13番1号
代表者 葛飾区長 青木 克徳

東京都江戸川区中央一丁目4番1号
代表者 江戸川区長 斉藤 猛

乙 東京都渋谷区代々木神園町3番1号
独立行政法人国立青少年教育振興機構
代表者 理事長 古川 和